

条例の目的・権利義務規定の意義について

(仮称) 尼崎市公文書管理条例の制定の取組の目的

○**施策の概要** 「(仮称) 尼崎市公文書管理条例の制定について (令和2年10月公表)」
から抜粋

- 公文書管理法第1条において、「行政の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るもの」との考えが示されています。
- この趣旨を踏まえ、本市においても、公文書の作成及び適正な管理を義務化するとともに、歴史資料として重要な公文書について利用請求権等を規定した条例を制定し、現在及び将来の市民への説明責任を果たすことを目的とします。

公文書管理法の特色

- ① 国の活動や歴史的事実の正確な記録である公文書は、民主主義の根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民共有の財産との基本認識に立つ。
- ② 現在の国民に対し説明責務が念頭に置かれている情報公開法に対し、現在のみならず将来の国民に対する説明責務を念頭に置く。
- ③ 公文書等の作成・取得の段階から、廃棄され、または国立公文書館等へ移管され、そこで保存・利用されるライフサイクル全体を通じた法整備が行われている。（現用の行政文書の統一的管理ルールを法令のレベルで規定。）
- ④ レコードスケジュール制度が導入されている。（保存期間満了時の措置（廃棄・移管等）の設定）
- ⑤ コンプライアンスの確保措置が整備されている。（内閣総理大臣への行政文書の管理情報等の報告義務）
- ⑥ 外部有識者や専門家の知見を可能な限り活用する仕組みが整備されている。（公文書管理委員会の設置）
- ⑦ 独立行政法人等の法人文書の管理についても、行政文書の管理に準じた措置が講じられている。
- ⑧ 歴史公文書等の利用を促進するための措置を講じ、説明責務を全うする。（利用請求権の法定、審査請求制度等）

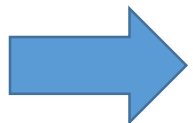
以上、「新・情報公開法の逐条解説」宇賀克也著（有斐閣）、逐条解説「公文書等の管理に関する法律」宇賀克也著（第一法規）から抜粋して引用

公文書管理法第1条（目的）

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、

国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、

国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。



公文書管理法の趣旨を踏まえた条例の制定であることから、条例の目的には、法の目的相当の規定を設けることが想定される。